

福祉用具貸与サービス

軽度者等に対する福祉用具貸与の判断について

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸し出されます。

種 目	要支援1・2、要介護1	要介護2～3	要介護4～5
手すり・歩行器・歩行補助つえ・スロープ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○
特殊寝台・特殊寝台付属品・車いす・車いす付属品 床ずれ防止用具・体位変換器・移動用リフト・徘徊感知機器	× 例外あり※	○	○
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	× 例外あり※	× 例外あり※	○

※例外として認められる「使用が想定される状態像」とは、要介護認定調査における基本調査結果をもとに福祉用具ごとに判断されます。
また、下記のⅠ～Ⅲの状態に該当する者も、ア～ウの確認を得ることで例外として認められるようになりました。

●例外として使用が認められる判断基準

(厚生労働省資料より抜粋)

福祉用具の種類	使用ができる状態像	基本調査の結果
(1)車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に歩行が困難な者 ●日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(★)	基本調査1-7「歩行」→「3.できない」 ★基本調査結果なし
(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に起き上がりが困難な者 ●日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「起き上がり」→「3.できない」 基本調査1-3「寝返り」→「3.できない」
(3)床ずれ防止用具及び体位変換器	●日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「寝返り」→「3.できない」
(4)認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ●意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ●移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1「意思の伝達」→「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2「移動」→「4.全介助」以外
(5)移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ●日常的に立ち上がりが困難な者 ●移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ●生活環境において段差の解消が必要と認められる者(★)	基本調査1-8「立ち上がり」→「3.できない」 基本調査2-1「移乗」→「3.一部介助」又は「4.全介助」 ★基本調査結果なし
(6)自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ●排便が全介助を必要とする者 ●移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「排便」→「4.全介助」 基本調査2-1「移乗」→「4.全介助」

(★)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び、福祉用具専門相談員などが参加する、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断されます。

福祉用具が必要な状態像	該当者の確認方法
Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化) Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)	ア 医師の医学的な所見に基づき判断され イ サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを ウ 市町村が書面等確実な方法により確認すること